

通所型サービス(独自/定率)(国基準と同等)サービスコード表

(令和7年4月サービス提供分から)

【自己負担割合1割(給付率90%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分		
種類	項目								
A7	1001	通所型サービス(国基準と同等) I	通所型サービス費(独自) I	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回以上	1,798単位	1798	1月につき	○	注1
A7	1002	通所型サービス(国基準と同等) I・同一		同一建物減算の場合(-376単位)	1,422単位	1422		○	
A7	1003	通所型サービス(国基準と同等) I(送迎減算)		送迎減算(-192単位)	1,606単位	1606		○	
A7	1004	通所型サービス(国基準と同等) II	通所型サービス費(独自) II	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回以上	3,621単位	3621		○	注2
A7	1005	通所型サービス(国基準と同等) II・同一		同一建物減算の場合(-752単位)	2,869単位	2869		○	
A7	1006	通所型サービス(国基準と同等) II(送迎減算)		送迎減算(-384単位)	3,237単位	3237		○	
A7	1007	通所型サービス(国基準と同等) I回数	通所型サービス費(独自) I回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で3回まで	450単位	450	1回につき	○	注3
A7	3078	通所型サービス(国基準と同等) I回数・4回目調整単位		4回目調整単位	448単位	448		○	
A7	1008	通所型サービス(国基準と同等) I回数・同一		同一建物減算の場合(-94単位)	356単位	356		○	
A7	1009	通所型サービス(国基準と同等) I回数(送迎減算)		送迎減算(-48単位)	402単位	402		○	
A7	1010	通所型サービス(国基準と同等) II回数	通所型サービス費(独自) II回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で7回まで	453単位	453		○	注4
A7	1182	通所型サービス(国基準と同等) II回数・8回目調整単位		8回目調整単位	450単位	450		○	
A7	1011	通所型サービス(国基準と同等) II回数・同一		同一建物減算の場合(-94単位)	359単位	359		○	
A7	1012	通所型サービス(国基準と同等) II回数(送迎減算)		送迎減算(-48単位)	405単位	405		○	
A7	1013	通所型サービス(国基準と同等)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	○	
A7	1014	通所型サービス(国基準と同等)生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		○	
A7	3001	通所型サービス(国基準と同等)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50		○	
A7	1016	通所型サービス(国基準と同等)栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200		○	
A7	1017	通所型サービス(国基準と同等)口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算( I )		150単位加算	150		○	
A7	3002	通所型サービス(国基準と同等)口腔機能向上加算 II	口腔機能向上加算( II )		160単位加算	160		○	
A7	3079	通所型サービス(国基準と同等)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480		○	
A7	3003	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算 I 1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算( I )	事業対象者・要支援1 88単位加算	88		×	
A7	3004	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援2 176単位加算	176単位加算	176		×	

A7	1023	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		×	
A7	1024	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		×	
A7	1027	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅲ1	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		×	
A7	1028	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		×	
A7	3005	通所型サービス(国基準と同等)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		○	
A7	1169	通所型サービス(国基準と同等)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		○	
A7	3006	通所型サービス(国基準と同等)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	○	
A7	1171	通所型サービス(国基準と同等)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		○	
A7	3007	通所型サービス(国基準と同等)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	○	
A7	3114	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1	介護職員等処遇改善加算Ⅰ			264	1月につき	×	注6
A7	3115	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1				439		×	
A7	3116	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算2	介護職員等処遇改善加算Ⅱ			258		×	
A7	3117	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算2				430		×	
A7	3118	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算3	介護職員等処遇改善加算Ⅲ			229		×	
A7	3119	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算3				382		×	
A7	3120	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算4	介護職員等処遇改善加算Ⅳ			183		×	
A7	3121	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算4				306		×	
A7	3092	通所型サービス(国基準と同等)減算・1				-1	1回につき	○	注7
A7	3093	通所型サービス(国基準と同等)減算・2				-2		○	
A7	3094	通所型サービス(国基準と同等)減算・3				-3		○	
A7	3095	通所型サービス(国基準と同等)減算・4				-4		○	
A7	3096	通所型サービス(国基準と同等)減算・5				-5		○	
A7	3097	通所型サービス(国基準と同等)減算・6				-6		○	
A7	3098	通所型サービス(国基準と同等)減算・7				-7		○	
A7	3099	通所型サービス(国基準と同等)減算・8				-8		○	
A7	3100	通所型サービス(国基準と同等)減算・9				-9		○	
A7	3101	通所型サービス(国基準と同等)減算・10				-10		○	
A7	3102	通所型サービス(国基準と同等)減算・18				-18		○	
A7	3103	通所型サービス(国基準と同等)減算・36				-36		○	

各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合

【自己負担割合2割(給付率80%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分		
種類	項目								
A7	1201	通所型サービス(国基準と同等) I	通所型サービス費(独自) I	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回以上	1,798単位	1798	1月につき	○	注1
A7	1202	通所型サービス(国基準と同等) I・同一		同一建物減算の場合(-376単位)	1,422単位	1422		○	
A7	1203	通所型サービス(国基準と同等) I (送迎減算)		送迎減算(-192単位)	1,606単位	1606		○	
A7	1204	通所型サービス(国基準と同等) II	通所型サービス費(独自) II	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回以上	3,621単位	3621		○	注2
A7	1205	通所型サービス(国基準と同等) II・同一		同一建物減算の場合(-752単位)	2,869単位	2869		○	
A7	1206	通所型サービス(国基準と同等) II (送迎減算)		送迎減算(-384単位)	3,237単位	3237		○	
A7	1207	通所型サービス(国基準と同等) I 回数	通所型サービス費(独自) I 回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で3回まで	450単位	450	1回につき	○	注3
A7	3278	通所型サービス(国基準と同等) I 回数・4回目調整単位		4回目調整単位	448単位	448		○	
A7	1208	通所型サービス(国基準と同等) I 回数・同一		同一建物減算の場合(-94単位)	356単位	356		○	
A7	1209	通所型サービス(国基準と同等) I 回数(送迎減算)		送迎減算(-48単位)	402単位	402		○	
A7	1210	通所型サービス(国基準と同等) II 回数	通所型サービス費(独自) II 回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で7回まで	453単位	453		○	注4
A7	1382	通所型サービス(国基準と同等) II 回数・8回目調整単位		8回目調整単位	450単位	450		○	
A7	1211	通所型サービス(国基準と同等) II 回数・同一		同一建物減算の場合(-94単位)	359単位	359		○	
A7	1212	通所型サービス(国基準と同等) II 回数(送迎減算)		送迎減算(-48単位)	405単位	405		○	
A7	1213	通所型サービス(国基準と同等) 若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	○	
A7	1214	通所型サービス(国基準と同等) 生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		○	
A7	3201	通所型サービス(国基準と同等) 栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50		○	
A7	1216	通所型サービス(国基準と同等) 栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200		○	
A7	1217	通所型サービス(国基準と同等) 口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算( I )		150単位加算	150		○	
A7	3202	通所型サービス(国基準と同等) 口腔機能向上加算 II	口腔機能向上加算( II )		160単位加算	160		○	
A7	3279	通所型サービス(国基準と同等) 一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480		○	
A7	3203	通所型サービス(国基準と同等) 提供体制加算 I 1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算( I )	事業対象者・要支援1 88単位加算	88		×	
A7	3204	通所型サービス(国基準と同等) 提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2 176単位加算	176		×	

A7	1223	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		×	
A7	1224	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		×	
A7	1227	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅲ1	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		×	
A7	1228	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		×	
A7	3205	通所型サービス(国基準と同等)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		○	
A7	1369	通所型サービス(国基準と同等)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		○	
A7	3206	通所型サービス(国基準と同等)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	○	
A7	1371	通所型サービス(国基準と同等)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		○	
A7	3207	通所型サービス(国基準と同等)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	○	
A7	3314	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1	介護職員等処遇改善加算Ⅰ			264	1月につき	×	注6
A7	3315	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1				439		×	
A7	3316	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算2	介護職員等処遇改善加算Ⅱ			258		×	
A7	3317	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算2				430		×	
A7	3318	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算3	介護職員等処遇改善加算Ⅲ			229		×	
A7	3319	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算3				382		×	
A7	3320	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算4	介護職員等処遇改善加算Ⅳ			183		×	
A7	3321	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算4				306		×	
A7	3292	通所型サービス(国基準と同等)減算・1				-1	1回につき	○	注7
A7	3293	通所型サービス(国基準と同等)減算・2				-2		○	
A7	3294	通所型サービス(国基準と同等)減算・3				-3		○	
A7	3295	通所型サービス(国基準と同等)減算・4				-4		○	
A7	3296	通所型サービス(国基準と同等)減算・5				-5		○	
A7	3297	通所型サービス(国基準と同等)減算・6				-6		○	
A7	3298	通所型サービス(国基準と同等)減算・7				-7		○	
A7	3299	通所型サービス(国基準と同等)減算・8				-8		○	
A7	3300	通所型サービス(国基準と同等)減算・9				-9		○	
A7	3301	通所型サービス(国基準と同等)減算・10				-10		○	
A7	3302	通所型サービス(国基準と同等)減算・18				-18		○	
A7	3303	通所型サービス(国基準と同等)減算・36				-36		○	

各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合

【自己負担割合3割(給付率70%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分		
種類	項目								
A7	1401	通所型サービス(国基準と同等) I	通所型サービス費(独自) I	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回以上	1,798単位	1798	1月につき	○	注1
A7	1402	通所型サービス(国基準と同等) I・同一		同一建物減算の場合(-376単位)	1,422単位	1422		○	
A7	1403	通所型サービス(国基準と同等) I (送迎減算)		送迎減算(-192単位)	1,606単位	1606		○	
A7	1404	通所型サービス(国基準と同等) II	通所型サービス費(独自) II	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回以上	3,621単位	3621		○	注2
A7	1405	通所型サービス(国基準と同等) II・同一		同一建物減算の場合(-752単位)	2,869単位	2869		○	
A7	1406	通所型サービス(国基準と同等) II (送迎減算)		送迎減算(-384単位)	3,237単位	3237		○	
A7	1407	通所型サービス(国基準と同等) I 回数	通所型サービス費(独自) I 回数	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で3回まで	450単位	450	1回につき	○	注3
A7	3478	通所型サービス(国基準と同等) I 回数・4回目調整単位		4回目調整単位	448単位	448		○	
A7	1408	通所型サービス(国基準と同等) I 回数・同一		同一建物減算の場合(-94単位)	356単位	356		○	
A7	1409	通所型サービス(国基準と同等) I 回数(送迎減算)		送迎減算(-48単位)	402単位	402		○	
A7	1410	通所型サービス(国基準と同等) II 回数	通所型サービス費(独自) II 回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で7回まで	453単位	453		○	注4
A7	1582	通所型サービス(国基準と同等) II 回数・8回目調整単位		8回目調整単位	450単位	450		○	
A7	1411	通所型サービス(国基準と同等) II 回数・同一		同一建物減算の場合(-94単位)	359単位	359		○	
A7	1412	通所型サービス(国基準と同等) II 回数(送迎減算)		送迎減算(-48単位)	405単位	405		○	
A7	1413	通所型サービス(国基準と同等) 若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	○	
A7	1414	通所型サービス(国基準と同等) 生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		○	
A7	3401	通所型サービス(国基準と同等) 栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50		○	
A7	1416	通所型サービス(国基準と同等) 栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200		○	
A7	1417	通所型サービス(国基準と同等) 口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算( I )		150単位加算	150		○	
A7	3402	通所型サービス(国基準と同等) 口腔機能向上加算 II	口腔機能向上加算( II )		160単位加算	160		○	
A7	3479	通所型サービス(国基準と同等) 一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480		○	
A7	3403	通所型サービス(国基準と同等) 提供体制加算 I 1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算( I )	事業対象者・要支援1 88単位加算	88		×	
A7	3404	通所型サービス(国基準と同等) 提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2 176単位加算	176		×	

A7	1423	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		×	
A7	1424	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		×	
A7	1427	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅲ1	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		×	
A7	1428	通所型サービス(国基準と同等)提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		×	
A7	3405	通所型サービス(国基準と同等)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		○	
A7	1569	通所型サービス(国基準と同等)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		○	
A7	3406	通所型サービス(国基準と同等)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	○	
A7	1571	通所型サービス(国基準と同等)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		○	
A7	3407	通所型サービス(国基準と同等)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	○	
A7	3514	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1	介護職員等処遇改善加算Ⅰ			264	1月につき	×	注6
A7	3515	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1				439		×	
A7	3516	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算2	介護職員等処遇改善加算Ⅱ			258		×	
A7	3517	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算2				430		×	
A7	3518	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算3	介護職員等処遇改善加算Ⅲ			229		×	
A7	3519	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算3				382		×	
A7	3520	通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算4	介護職員等処遇改善加算Ⅳ			183		×	
A7	3521	通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算4				306		×	
A7	3492	通所型サービス(国基準と同等)減算・1				-1	1回につき	○	注7
A7	3493	通所型サービス(国基準と同等)減算・2				-2		○	
A7	3494	通所型サービス(国基準と同等)減算・3				-3		○	
A7	3495	通所型サービス(国基準と同等)減算・4				-4		○	
A7	3496	通所型サービス(国基準と同等)減算・5				-5		○	
A7	3497	通所型サービス(国基準と同等)減算・6				-6		○	
A7	3498	通所型サービス(国基準と同等)減算・7				-7		○	
A7	3499	通所型サービス(国基準と同等)減算・8				-8		○	
A7	3500	通所型サービス(国基準と同等)減算・9				-9		○	
A7	3501	通所型サービス(国基準と同等)減算・10				-10		○	
A7	3502	通所型サービス(国基準と同等)減算・18				-18		○	
A7	3503	通所型サービス(国基準と同等)減算・36				-36		○	

各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合

留意事項

- 注1 要支援1または週1回程度の利用の事業対象者で、提供回数が4回／月以上の場合に使用。
- 注2 要支援2または週2回程度の利用の事業対象者で、提供回数が8回／月以上の場合に使用。
- 注3 要支援1または週1回程度利用の事業対象者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回／月以上の場合は、通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、このコードで4回分までの利用回数を請求をする。
- 注4 要支援2または週2回程度利用の事業対象者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回／月以上の場合は、通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、8回目の請求コードは、「通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ回数・調整単位」で請求する。
- 注5 中山間地域等提供加算、定員超過、看護・介護職員が欠員の場合について算定が必要な場合は、予めお問い合わせください。
- 注6 要支援1または週1回程度の利用の事業対象者の場合、通所型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1～4を使用。  
要支援2または週2回程度の利用の事業対象者の場合、通所型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1～4を使用。
- 注7 高齢者虐待防止措置未実施減算等が必要な場合、該当の減算コードを選択の上でご使用ください。  
なお、減算コード利用時における介護職員等処遇改善加算の取り扱いについては下記のとおりです。  
令和6年6月サービス分以降については、他の加算と同様に減算が不要となります。  
令和6年4月及び5月サービス分については、「サービスコード表(令和6年4月サービス提供分から)」における留意事項をご確認の上、ご対応ください。